

ジョン・ロールズ『政治哲学史講義』(2007年)注解(5) —— ロック講義

渡 辺 幹 雄

ルソー講義はなにやら呪文のようであり、いったい何が語られていたのか、私にはにわかには理解できなかった。私はそれと知るわけでもなくロック講義を殿に据えたのであるが、この選択は当たりであった。念仏の不可解さを経験した後に、まさに蒙を脱した思いがしたからである。ロック講義はきわめてオーソドックス、理解しやすく、オークショット最良には退屈の極みであっても、初学者にはきわめてすぐれたロック入門になっている。たった3回の講義に『統治二論』のエッセンス—フィルマーへの反駁を含め—を盛り込み整理してみせるロールズの手腕には、正直脱帽と言わざるを得ない—ただし、後段で詳述するように、たった1つの論点を除いては。もっとも、本邦におけるロック研究の厚重さと深みはけっして横文字文化圏に劣らないから、ロールズのロック講義を聴講したからとて、既存の学習者にとって、なにか新たな発見があるとは言えそうにない。ただ、それがすぐれた入門編(しかもごく短編の)であることに疑いはないし、しかと熟読すれば、もっともらしいロック論をほどよく展開するくらいの知識を得ることはできよう(修士レベルくらいで)。

第1講義の冒頭は、ロールズのいわゆる政治思想(史)方法論とでも言うべきものの、全体の紙幅に比せばかなり長めの叙述から始まる。いわく、「これらの理論家を論じるにあたり、我々はまず彼らの言うことを理解し、彼らの視点と整合する最良の方法で解釈する。しかる後はじめて、我々の視点から彼らの答えを判断する用意ができるのである」¹⁾。これ自体は、他の

1) John Rawls, *Lectures on the History of Political Philosophy*, ed. Samuel Freeman (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2007), p. 104.

講義でも繰り返されるロールズの基本的姿勢であるが、ある種の「チャリティの原理」と呼んでよかろう。思想家を彼らの歴史的文脈に据え、彼らが直面した問題、そしてその解答を最善の光の下に理解しようという姿勢であり、思想家と向かい合うときの真摯な心構えと言えよう。ロールズの良心と人柄を偲ばせるに十分である。

しかし、ロールズはたんに歴史的文脈に埋没することを潔しとはしない。思想家の視点から理解することは、最終的に我々の法廷に彼らを引き出すためであり、我々の問題に対する彼らの（ありうべき）解答を吟味するためである。このことは、上の引用の後半に示されている。政治思想ないし思想史の方法論の争点からすれば、スキナーから入ってシュトラウスから出るとでも言えようか。いわば、contextualism から textualism へ。ロールズにとって、思想家を我々の法廷に引き出すことが最終目的であって、我々が彼らの歴史的文脈にタイムトリップするのはそのためである。

この比較的長い方法論的但し書きの中盤で、ロールズは彼の現代的な関心をあらわにする。

「ロックを取り上げるにあたり、私は1つだけ主要な問題を考えたい。それは次の事実に由来する。つまり…ロックの社会契約論は、おそらく、基本的な政治的権利や自由の不平等を正当化ないし容認するのである。例えば投票権 (the right to vote) は、財産資格によって制限される。彼の描く国制は階級社会である。つまり、一定の財産を有する人だけが政治的支配権を持つ。」²⁾

さて、ロールズには悪いのだが、私はこれを一瞥して瞬時、これは悪手だと直感した。30年ほど前、駆け出しの政治思想学徒だったころに見えた、C・B・某のずいぶんと奇矯な（と言ってよかろう）ロック解釈をただちに連想したからである。そしてこの予感ビンゴであった。ロールズは第3講

2) Ibid.

義においてこの問題にフォーカスするのだが、私はロールズとは違った解答を即座に用意することができた。それを開陳するのは後段に譲るとして、まずは駆け足で第1、第2講義を追っておきたい。

第1講義では、冒頭の方法論についての覚え書きに続いて、ロックの人となり、その歴史的背景、ホッブズとの対照などが非常に丁寧に論じられている。それに次いで、ロックの自然法論、その意味と内容、自然状態論などが叙述されるが、これらについては、ロックの思想に関する基本にとどまるものであって、読者諸賢はすでに邦語その他の文献を通じて周知のことであろう。そこでここでは、ロールズの理論的関心にとって有意義と思われるものに限定して論及しておきたい。

まずはホッブズとの対照。ホッブズにとって道德原理の演繹はもっぱら合理性から引き出されるが、ロックにおいては、その契約主体は「合理的」(rational)であるとともに「理性的」(reasonable)でもある。ロールズは、「公正としての正義」の基礎的な二元論—「合理的」と「理性的」の相互独立性—をロックにも読み込んでいる³⁾。

一方、ロックの理論構成は「政治的リベラリズム」としての「公正としての正義」とは明確に区別される。なぜなら、「自然法についてのロックの構想は、道徳的・政治的価値の独立した秩序の一例を与えており、それに照らして、正義や共通善についての我々の政治的判断は評価さるべき」⁴⁾だからである。

「正しい、もしくは健全な判断はこの秩序に関して真である、あるいは正確である。その内容は神の法としての自然の基礎法によって大部分が規定されている。」⁵⁾

3) Ibid., p. 107.

4) Ibid., p. 112.

5) Ibid.

ロールズのな理論関心からすれば、「公正としての正義」が「構成的」(constructive)であるのに対して、ロックのそれは「表象的」(representative)であるということになろう。前者では構想の整合性が問題となるのに対して、後者では独立した秩序との対応や一致が要求される。もっとも、ロールズ自身が言うように、「公正としての正義」(政治的構想)は、道徳的価値の独立した秩序の如きを肯定も否定もしないのだが⁶⁾。

次に、私的な財産の位置づけについて確認しておくのがよい。つまり、(フィルムに抗して)「自然状態では人は私的な財産について自然権を有する」。「この権利は他の人々の明示的な同意に依存しない」⁷⁾。このことは、ロールズの現代的関心を論じる時、あらためて重要な事実である。

さらに功利主義を(きっと)念頭において、「自然の基礎法は分配的(distributive)原理であって集計的(aggregative)原理ではない」⁸⁾と言われる。

「それは最大の公共善に努めるべしとは言わない。例えば、最大の人口を維持すべしとか。むしろ、それは各人に対する配慮を表明している。」⁹⁾

そして第1講義の末尾、ロールズにしては珍しく、論敵を揶揄するような叙述が見られる。自然権は、神が我々に賦課する義務を遂行すべく、その要件として与えられるものであって、かかる義務から切り離された自然権は、ロックの説くものではない¹⁰⁾。

「このことが強調に値するのは、ロックはしばしばこの宗教的背景を離れ

6) Ibid.

7) Ibid., p. 119.

8) Ibid., p. 120.

9) Ibid.

10) 「自然権は先行する義務、つまり、自然の基礎法および神—人類に対して正統な権威を有する—への服従義務に依存する。」「権利要求は、神に対する先行的な義務に基づく。」(Ibid.)

て論じられるからである。…今日、さまざまな立場が「ロック的」と言われるが、実際には、ロックとのつながりは非常に希薄である。ロックのする演繹なしに、さまざまな財産権を公準とする見解—ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』のごとき—が、しばしばロック的と言われる。しかし、ロックとその同時代人にとってこの宗教的背景は根本的であり、それを無視することは、彼の思想を誤読する深刻なリスクとなる。』¹¹⁾

ここではノージックが槍玉に挙げられているが、このことはまた、ロックが「公正としての正義」から遠く隔たっていることの証左でもある。つまり、ロックにおいては、人はそれ自体として真正の権利要求主体（self-authenticating sources）ではない。権利は神への義務から演繹されるのである¹²⁾。

それでは第2講義。第1講義が自然法にフォーカスした議論であったのに対して、ここではロックの正統国制論が取り上げられる。

ロックの時代、イギリスの国制は「混合国制」（mixed constitution）であった。そして「彼の問題は、混合国制のもとで国王に対する抵抗権を定式化すること」であった。混合国制とは、「2つまたはそれ以上の国制上の主体が、立法権を分かち合う政体。イギリスでは、これらの主体は国王と議会である。どちらも究極ではなく、むしろ協調的な権力である」¹³⁾。

しかるに、「どちらも他方に服するのではなく、対立が生じるとそれを解消するための国制上の手段がなく、国制内には法的枠組みもない」から、「こうした状況では人民の側に抵抗権がある」¹⁴⁾とされる。

ロックにとって、正統な政府の唯一の根拠は「同意」（社会契約）である。

11) Ibid., p. 121.

12) Ibid., p. 120.

13) Ibid., p. 122. 「この国制では、国王は立法的権威に与る、ゆえに議会は、単独で完全な主権を行使することができない。」(Ibid., p. 105.)

14) Ibid., p. 123.

対して、「財産権は政治権力の根拠たりえない」。「財産（不動産）は政府に先行しうる。人々が市民社会に入るのは、一部、この財産を保全するためである。財産（不動産）と政治的権威の封建的な絆に反して、ロックは、財産は政府に先行しておりその根拠ではないと述べる」。「不動産はそれ自体、封建的社会のごとく政治的権威を生まない」¹⁵⁾。

政治的権威は同意（社会契約）に由来する。しかるに、財産権は同意によらない。自然権論の真骨頂とも言え、それゆえ、財産は政治的権威の基礎たりえない。財産が政治的権威をもたらすのではない。むしろ、財産（権）を保全することが政治的権威のレゾン・デートルなのである。

かくして、正統な政体についての基準が示される。つまり、合理的かつ理性的に行動する主体が同意を通じて一体化しうる政体が正統な政体である¹⁶⁾。この、いわば社会契約の基準によって、既存の体制もまたその正統性をチェックされる。「それは契約によって生じうる体制であり、それゆえ正統であることができ、実際正統なのである」¹⁷⁾。そして「体制の正統性は、政治的責務の必要条件である」¹⁸⁾。

そして第3講義へ。第1、第2講義がスキナーの文脈主義の準備段階であったとすれば、第3講義こそはロールズの本懐、つまりシュトラウスの問題提起の掉尾ということになる。しかし、どうにも不可解である。というのも、C・B・マクファーソンのロック解釈も、それに対してロックを擁護するとするロールズの解釈（解答）も、どちらもロックと同じ土俵に乗っていないと感じるからである。いわば場外戦である。リングに上がっているのはロックだけなのだ。

「財産と階級国家」、仰々しいタイトルの第3講義は、問題の所在なるもの

15) Ibid., p. 128.

16) Ibid., p. 129. 正統な利益を追求する能力が合理的能力、自然法の義務と責務を果たす能力が理性的能力である。公正としての正義の道徳的二元論がはっきりと見えている。

17) Ibid., p. 131.

18) Ibid., p. 134.

から始まる。すなわち、「この国家では、一定の財産を有する者だけが投票できる」。彼らだけが政治的権威の担い手である。「ここで問題が生じる。この立憲的だが階級を伴う国家はロックの社会契約論と整合するのか」¹⁹⁾。ちなみに、私の頭の中では全然問題は生じなかった。

さあ、ここで真打マクファーソンである。この、ロック解釈の左向き骨董品によれば、階級国家は正統性についてのロックの学説と両立しない²⁰⁾。つまりマクファーソンによれば、ロックは無産者を契約の主体とは見なさない。無産者は契約空間から排除されている²¹⁾。しかるに、ロールズはこれを誤読だと否定して、ロックを擁護する。というのも、契約の個別的条件は、当事者の交渉力（relative bargaining positions）に依存するからである。

「当事者たちが基礎的な点で等しいとしても、社会契約のすべての条件が等しいということにはならない。むしろ、この条件は不平等でありうる。これは、合意に入る目的や利害に加え、当事者間の財産の分配状況に依存している。」²²⁾

契約には万人が参加するが、財産の多寡に基づく交渉力の差が階級国家を可能にしている²³⁾、というわけだ。そして、これを防ぐのが無知のヴェールなのだ、我田に引水することも忘れていない。かくしてロールズの課題は、ロックの学説が階級国家と両立することを証明し、マクファーソンを退けることである²⁴⁾。

ところが、ここにきて議論はいったん迂回する。フィルマーへの応答が2節にわたって挟み込まれている。ここでは大事なことの復習だけ。まず、

19) Ibid., p. 138.

20) Ibid. Cf. C. B. MacPherson, *The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford: Oxford University Press, 1962).

21) Rawls, supra note 1, p. 139.

22) Ibid.

23) Ibid.

24) Ibid., p. 142.

「財産権は政治的権威の根拠たりえない」。「持たざる者よりも大きな財産を持ったとして、私は持たざる者たちに対する政治的支配権を得るのではない」²⁵⁾。そして、「土地や資源に対する財産権は、政府に先立って生じうるし、事実生じたのである。政府を樹立する1つの理由は、既存の財産権を保全することである」²⁶⁾。つまり、政治的権威を確立するのは同意だけである。有産者はそれだけで（つまり財力によって）、無産者に対する政治的権威を獲得するのではなく、あくまでも両者（とくに無産者）の合意による²⁷⁾。さらに、「何人の財産も、政府の不可欠な基盤のためであっても、その同意なしに、あるいはその代表の同意なしに奪い取ることはできない」²⁸⁾。このことは強調しておく価値がある。

さて、こうして本題に入る。いわく、「最終的に、ロックにおける階級国家の問題にたどり着く。つまり、問題はこうだ。ロックの理論に整合的でありながら、平等な権威を持ち、いわば万人が主権者であるような自然状態から、いかにして階級国家につながる社会契約が可能であるのか」²⁹⁾。私にはちっとも問題ではないのだが、ロールズは真剣である。

ただ、先に彼が我田に引水して言っていたように、かかる（シュトラウスの不本意な）結果を招来する原因は、彼にはとうに分かっている。すなわち、「ロックの理論においては、社会契約の条件や体制の形式が、契約環境にとって外的な種々の偶然、たとえば交渉上のアドヴァンテージに左右される」³⁰⁾のである。ロックの契約空間では、「偶然に関する知識が排除されていない」。つまり、「人々はただ、自由かつ平等な、また理性的かつ合理的な存在としてのみならず、一定の環境で一定の財産を持つ者として契約空間に入る」³¹⁾のである。

25) Ibid., p. 143.

26) Ibid., p. 143-4.

27) Ibid., p. 145-6.

28) Ibid., p. 150.

29) Ibid.

30) Ibid., p. 150-1.

31) Ibid., p. 152.

そして、無知のヴェールを暗示しつつ、最終的ダメ出しである。

「社会的協働の条件や体制の形がその種の偶然から独立であるような政治的構想を描こうとすれば、社会契約の観点を変更する方法を探さなければならない。」³²⁾

だから無知のヴェールだよ、というオチである。そして大団円。ロック的契約空間が階級国家を正統化することを証明し、マクファーソンを論駁する、ロック講義の掉尾である。

そこで、まずは理論武装。ロールズはこういうの好きである。原初状態だの無知のヴェールだの、人柄が地味な割にはギミックやトリックはやけに手が込んでいて、このたびもジョシユア・コーエンの契約理論によりながら、なにやら社会的選択理論ふうの手続きから階級国家の正統性を演繹しようとする。ご苦労様である。しばらくその理路を追ってゆこう。

コーエンによると、契約理論は以下3つの基準を満たす必要がある。

①個人的 (individual) 合理性：各人、少なくとも自然状態と同じ程度によい境遇であること。

②集合的 (collective) 合理性：その社会契約がベストであること。全員が選好する他の選択肢がない（パレート原理）。

③合同 (coalition) の合理性：たとえば2つの社会グループがあって、双方が他の選択肢よりも当該の社会契約の方がベターだと考える。合同して社会から離脱するよりも、合意の方がベターである。

③が若干複雑だが、これはかつてノージックが言ったような、たとえば能力に恵まれた者が合同して社会から離脱することで、むしろ自分たちの境遇を改善できるケースにあたり、それを否定する。言うまでもなく、これは能力に劣る者たちに対するブラフ、あるいは恫喝として利用できる戦略である。ここがキモ。

さて、そこで選択対象となる4つの選択肢。

32) Ibid.

- (1)財産に基づく階級国家
- (2)普通選挙のデモクラシー
- (3)2つの社会への分離分割（金持ちの社会と貧乏人の社会）
- (4)自然状態もしくは現状維持

そして、まず金持ちの選好：(1)>(3)>(2)>(4)

ついで、貧乏人たちの選好：(2)>(1)>(3)>(4)

その理由。金持ちはデモクラシーを嫌う。「持てる者は、持たざる者が民主的な参政権（democratic franchise）を駆使して彼らの資産を再分配することを危惧する」³³⁾からである。（これはロールズの杞憂だが、いまは無視する。）彼らは、デモクラシーよりは社会からの離脱をとる。これがブラフである。貧乏人は金持ちに離脱されては困る（もっと貧乏になる）ので、泣く泣くデモクラシーをあきらめる。かくして(1)>(3)>(4)で双方が一致して、階級国家が最適解になる。つまり、「階級国家は合同上合理的で、双方の合同が、他のどの選択肢よりも選好する」³⁴⁾。ノージックの言うように、「ロックの理論は、この状況では、〔持てる者が〕協調して身を引くこと（withholding cooperation）を許す」からである。ここがキモである。

しかし、即座に疑問である。ロールズは言う。デモクラシーであれ財産階級国家であれ、法の支配、正義、慈善などの原則は貫徹するから、「持たざる者は、持てる者が契約を破棄するのではないかと危惧する必要はない」³⁵⁾。そのとおり。しかしこれは主語を入れ替えても成立する。つまり、「持てる者は、持たざる者が契約を破棄するのではないかと危惧する必要はない」。ここでのデモクラシーは自然権（財産権）論的に厳しく掣肘されている。したがって、貧乏人が金持ちの財産を、その数の力を駆って篡奪することは、明らかに契約の破棄である。金持ちはデモクラシーを恐れる理由も必要もないのだ。ならば、なぜ階級国家が演繹される—デモクラシーがしりぞけられる—のか。

33) Ibid., p. 153.

34) Ibid., p. 154.

35) Ibid. 傍点は渡辺。

我々はここで2つのディメンションを分けて考える必要がある。つまり、①理性的かつ合理的な存在（あえて人間とは言わない）が統一政府の樹立に同意することと、②誰に対して政治的権威（参政権 franchise）を認めるかはまったくの別問題である。①は社会契約にかかわる規範的問題、②は政治的リテラシーについてのアドホックな問題である³⁶⁾。ロックは財産の多寡をもって政治的リテラシーの基準とした。洋の東西を問わず、政治史上ありふれた解決策である。それではロールズは？ あるいは現代のデモクラートは？ おそらく年齢だろう。幼年から神童と呼ばれ、大学を飛び級し、将来数学の大定理を証明するような君子でも、ただ17歳と364日というだけで政治的リテラシーを否定され、一方、「未曾有」を「云々」できなくても、ただ老人だというだけで蔵相にも首相にもなれるのが、わが大日本国のデモクラシーである。ロックが財産による階級国家なら、ロールズは年齢による階層国家である。

政治的リテラシーをどこで画定するかは、つねに歴史的な文脈に拘束されたアドホックな、ロールズお得意の大それた表現を用いれば、文字どおり道徳的に恣意的な問題である。女、奴隷、黒人、平民、異国人、その他もろもろ、まったく道徳的に恣意的に政治的リテラシーを否定されてきた。ロックが、財産情報を契約空間から一掃すれば、あたかも「公正としての正義」が演繹されるかのごとき物言いは、我田引水がすぎる³⁷⁾。ロールズ自身が薄々それに気づいている。いわく、「参政権の問題は『第二論』では明示的に提起されていない。…参政権自体は中心的な問題ではなかった」³⁸⁾。つまり、ロックにとって参政権、ひいては体制選択の問題はどうでもいいのである。重要なのは、いかなる体制も自然権的・財産権的掣肘が課されていることである。階層国家とデモクラシーの違いは、たんに政治的リテラシーをどこに

36) Aが a を、Bが β を所有することは *de facto* な偶然にすぎぬが、AもBも等しく保護されるべき財産権を有するというのは *de jure* な規範に属する。

37) 「人々が社会契約に合意するとき、ロックは彼らを、社会的な立場や地位に加え、特定の社会経済的利害を知る個人と見なしている。」(Rawls, *supra* note 1, p. 155.)

38) *Ibid.*, p. 140.

引くかに還元される。

現代の年齢による階層国家がどれほど恣意的であるかは、シルバー・デモクラシーが猖獗を究めるわが国で顕著である。子供向けの玩具には対象年齢というのがあって、不思議なことに下限（6歳以上）はあるが上限はない。40過ぎてこれやってちゃいけませんてのではないわけである。わが国における参政権はこの玩具並みである。18過ぎたら死ぬまで。運転免許さえ自主返納がうながされている昨今、参政権について同じような反省が及ばないのはなぜか。運転免許ほどの価値もないからか（そうだろう）。たんに、現在の政治的権威・支配層にとってそれが好都合だからであろう。選挙ごとに辛酸を嘗める若人の苦悩を慮るべきである。このたびの新規感染症騒ぎでも、シルバー防衛のために若人を懸命に家中に閉じ込めようとしている。問題はこれほどまでに道徳的に恣意的で、原初状態からの演繹といえどもこの恣意性を免れない。政治的リテラシー、参政権は、規範的契約論とは別の次元にあるからである。事実、我々は依然として種（species）による差別国家に住んでいるが、ベンサム理想国家が実現した暁には、我々の遠い末裔は、オランウータンやチンパンジーに参政権を認めなかったことを恥じて我々を責めるかもしれない。

こんなことをつらつら思いながらロック講義を聴講していたわけだが、私の違和感を裏書きしてくれる文献はないものかと右往左往していると、下川潔氏の浩瀚・精巧・重厚な研究書にたどり着いた。たんなるロック研究の域を超えた壮大な思想研究で、半可通には付いていくのが辛いものもあったが、冒頭から溜飲を下げることができた。

「ロックの言葉で言い換えれば、それらの民主主義的原理は、諸個人の「プロパティ」の保全と「正義」の維持という2つの主要な原理によって制約されるのである。ロックは、政治権力を握るのが国王であれ、国民の代表としての議会であれ、その権力者が法の制約を受けずにもっぱら自らの意志

によっておこなう専制政治を批判する。彼にとっては、誰が政治権力を握るかということは重要な問題ではなく、誰が握る政治権力であろうとも、それが法によって制約され、さらに法の支配が、諸個人のプロパティの保全という目的にかなうことが重要なのである。人々が社会をつくり国民として結束するのも、決して国民による独裁や多数派絶対主義を樹立するためではなく、各々の私的権利を公平な法によって効果的に保護するためである。ロックにおける、このような自由主義の民主主義に対する優位を見落とすと、彼の描く国家は、国民多数派による独裁国家に転化してしまう。³⁹⁾

どうやら、ロールズはロックにおける「自由主義の民主主義に対する優位を見落とす」しているようである。

「集団的同質性を重視する民主主義的原理は、各人のプロパティの保全という個人的異質性を重視する原理や、その異質性を公平に保障する正義の原理によって制約されるのである。それは、政治社会形成の目的が、法によるプロパティの相互保全だからである。」⁴⁰⁾

かくして、ロールズの杞憂は霧消する。

「ロックは、プロパティ保全のために形成された社会において、その多数派が公共善について特定の決定をすることによって、社会のメンバーのプロ

39) 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』（名古屋大学出版会、2000年）、10-11頁。

40) 同上、11頁。下川氏によれば、ロックはむしろデモクラシーに譲歩しすぎている（というか迂闊である）。「ロックの同意理論を制度改革や権力制限の実践的武器として用いる場合には、それが多数派の意志を過度に信頼している点に注意しなくてはならない。」「ロックによれば、各人が社会を形成することに「同意」すれば、同時に各人は社会の「多数派」の意志に拘束されることにも「同意」したものと見なされる。もちろん彼は、社会の多数派が、各人のプロパティを破壊するためではなく、それを保全するために法を制定し裁判所を設ける、ということを前提として受け容れている。そのような前提を立てておかなければ、社会が設立した後で多数派の専制が成立し、各人のプロパティは破壊され、政治社会の目的は実現しないことになる。」（同上、234頁。）

パティを好き勝手に変更したり破壊できる、などとは考えていない。』⁴¹⁾

「ロックによれば、国家が、公共善という根拠によって、平常時に無実の人間の財産所有権を強制的に収用したり、それを他の人間に強制的に再分配することは、権利の侵害であり正義に反する。』⁴²⁾

ロールズが、ロックの自然権論的立憲主義、あるいは自然権論的リベラリズムを見失い、いわゆる体制選択論、つまりは政治的リテラシーというアドホックな問題に足を取られたのはマクファーソンの唆しによるものである。左傾斜が過ぎて脱線したのである。財産による階級国家を笑うものは、いずれ、年齢による階層国家、種による差別国家を笑われるであろう。社会契約論の規範的な問題と、政治的リテラシーに関する歴史的でアドホックな問題とは、本質的に区別されるべきである。そこで、個別的情報をシャットアウトすればとか、無知のヴェールをかければとか、ロックもデモクラシーを支持したはずだなどという瑣末な問題はどうでもいい。デモクラシーを強く支持する「公正としての正義」ですら、政治的リテラシーに関するアドホックな前提を抜きに、政治的自由を無差別かつ平等に分配するなどできないのだから⁴³⁾。

ロックとロールズを隔てるものは、そんな道具的レベルの話ではない。もっと規範的な問題である。『政治哲学史講義』で取り上げられているメンツを俯瞰するに、私は大雑把に2つのグループがあると見ている。つまり、仮設的であれ（社会的）事実であれ、人間の意識的行為以前に権利や法の存在を認めない立場と、それ以前の段階にそれを認める立場である。前者は、仮設的であれば社会契約行為、事実的であれば立法行為（主権者の命令

41) 同上、294頁。

42) 同上、299頁。

43) 理性的かつ合理的であるとして、ロールズの契約環境でロールズの政府の樹立に満腔の賛意を表した存在も、晴れて無知のヴェールが取り除かれて、おのれが5歳の未就学児童であると知ったならば、さすがに参政権は要求しまい。同じ類推が、歴史的文脈によって財産についても成り立つ。貧乏人は参政権を自粛したかもしれない。

など）に先立って、人々の権利－法関係を認めない、いわば広義の実証主義である⁴⁴⁾。ロールズとベンサムは自他ともにしばしば水と油と思われているが、仮設的であれ事実的であれ、人間の意識的行為に先立って権利を認めないという点で、実証主義的である。ロールズはいわば、仮設的実証主義者なのである。

これに対して、たとえばロックやヒュームは、自然権であれコンヴェンションであれ、政治社会の設立、あるいは立法行為という意図的作業に先立って、人々の間に権利－法関係を認める。ハイエクふう言い換えれば、ロックやヒュームが「ピュシス」「ノモス」（反実証主義）の思想家であるのに対して、ロールズやベンサム、あるいはルソーは「テシス」（実定法、立法の法、実証主義）の思想家なのである⁴⁵⁾。デビュー当時、すなわち、自然権論的リベラリズム復活の狼煙かと色めき立った向きもあったが、当のロールズといえどどこ吹く風、そんなもの存在するはずもないのである。なにせ、あらゆる法や権利の基底たる正義の原理すら、作為的に整えられた人工的環境における、契約主体の意識的かつ言語的な思索によって実定されるのである。契約という作為以前に、いかなる権利もない。財産権（所有権）などもつてのほか、これがロックやノージックに対するロールズの回答である。

ロールズはベンサムをことあるごとにコケにしているけれども、その実、哲学的な思考方法において、ベンサムと瓜二つである。

44) 広義というのは事実のみならず仮設も含むからで、むしろ実証性の内包は強まっている。たとえば、H・ハートがどちらに与するのか、私には定かではない。

45) 参照、「ルソーは実際には所有権について制限の議論を導入して、そのことによってロックの所有権の絶対性テーゼと対立することになる。すなわちルソーによれば、各人が自然状態でも所持していた占有を共同体に全面譲渡して、所有権として返還してもらうに際して、その返還は一般意志の決定に委ねられるという事である。つまり所有権がどれだけ保障されるかは、共同体によって決定されるということである。」（戒能通弘ほか『法思想史を読み解く－古典／現代からの接近』、法律文化社、2020年、109頁。）ノージックの所有権論に対して、所有権は「格差原理」によってはじめて確定かつ保障されると説くロールズが、どんだけルソーに求愛しているか、この一節をもって明らかであろう。ルソー講義でも見たが、所有権、ひいては平等に関する限り、ロールズはもっとも忠実なルソー教徒である。かくて、一般意志はまさしく「原初状態」において現れ、そこで与えられる所有権（格差原理）以上のものを誰も請求し得ないのである。